

辯護側文書一四〇〇D一六

米國の對外關係 日本編 一九三一—一九四一年（昭和六年—昭和

十六年） 第二卷よりの抜萃

第四二七頁

會談覺書

ワシントン

一九四一年（昭和十六年）五月十六日

日本大使は國務長官の要請による約束に基づき國務長官の室を訪問した。  
た。

「長官は「アメリカ政府の自衛の解釋によつて、アメリカはたとへその領土を攻撃されなくとも、歐洲戰爭に捲込まれる様になるかも知れない」といふ事を意味して居られるものなのかどうか」との大使の質問に應へて國務長官は「若し侵略國が他國家侵略の際にあくなき征覇的意圖を有する事を明らかに示すならば又かゝる事を示した時には、諸國家が自衛の爲に適宜の措置を講ずる事は必要である」と述べた。

アメリカの對英援助政策は長官の意味するかゝる措置の一例を示すものである。又アメリカ政府が今後その他如何なる行動をとるかについては我政府の軍當局が如何なる情勢に於てもアメリカの自己防衛上必要なりと認めらるものによるのであると語つた。

大使曰く、「日本がアメリカとの平和的關係をひたすら希望してゐる事は云ふ迄もない事であるが同時に又日本は樞軸同盟第三條により實行を要請せらるべき義務の忠實なる履行といふ問題にも當面するかも知れない」と。長官は「自分の考へよりすれば、三週間程前に述べた自分の演説の抜萃を骨子とした説明的聲明によりアメリカ政府の自衛といふ事に関する態度が非常に明かになるであらう」と述べた。又長官は日本人も同じ情勢下に置かれ、我々と同様に感ずる事であらうと語つた。長官は更に歐洲戦争と日米との關係に關する日本の提案第二部に若づく方式を設くる爲出されたアメリカ側の提案が日米相方の關係を明瞭に限定するものとしてこれに言及した。

大使は、アメリカ政府が出来得る限り速に支那政府に對し日本との和平

交渉を行ふべしと要請せられん日の到るを日本は切に希望するものであると語つた。そして大使は支那側が遅延策をとらうすることなき様その希望を表明した。

長官は「若しアメリカが豫想的に付出された此等二點の問題を處理し得るならば、全体としての提案に對する審議を迅速に進め得ないといふ理由は見出されない」と述べた。

共產主義に對する共同防備並ひに滿洲國承認問題に關して多少意見が交はされた。即ち長官は「若し日支兩國が日本の「附録及説明事項」中に記載されたるその他の諸點に關して意見の一致を見得るならば、此等二點の問題に困難が生ずるともそれが日支間の協定を妨ぐる如きものになるとは考へられない」と述べた。

長官は南西太平洋地域の經濟活動に關する日本の提案第五部のアメリカ側提出再案の相互的な特色について簡單にふれ、今後他の諸國家もその計畫に参加し得られる様希望を表明した。この點に關聯して、長官は南米に於けるアメリカの貿易計畫の恩恵は全くの國家によつて享有せられてゐると語つた。